

平成23年(ヨ)第82号 敦賀発電所再稼働禁止仮処分命令申立事件

債権者 辻 義則 外45名

債務者 日本原子力発電株式会社

主張書面

平成25年4月15日

大津地方裁判所 民事部保全係 御中

債権者ら訴訟代理人弁護士

井 戸 謙 一

同 吉 原 稔

同 吉 川 実

同 石 川 賢 治

同 向 川 さ ゆ り

同 石 田 達 也

同 永 芳 明 代

同 高 橋 陽 一

同 茅 立 明 代

同 脇 田 喜 智 夫

同 渡 辺 輝 人 代

同 高 橋 典 明

弁護士井戸謙一復代理人

同 加 納 雄 代

第1 債務者の平成25年4月10日付主張書面に対する反論

1 津波に対する安全性について

- (1) 債務者は、未だに、TP+2.8mの津波を想定すれば足りると主張している(4頁)。債務者の主張の根拠になっているのは、債務者が平成23年12月、原子力安全・保安院に対して提出した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた敦賀発電所2号機の安全性に関する総合評価（いわゆるストレステスト）一次評価に係る報告書」(乙34)である。債務者は、上記報告書を提出した後、平成24年4月9日には、これを一部修正して再提出したものの、同年9月19日に発足した原子力規制委員会は、ストレステストの評価をしないこととしたため、結局、債務者の上記主張は、国の機関によって評価されていないのである。
- (2) 債務者は、津波の規模を想定するに当たり、敷地周辺の海域活断層に想定される地震と日本海東縁部に想定される地震に伴う津波だけを対象としている(乙34 添付5.2.2 (11/23))。債権者らが主張している隠岐トラフ南東縁の断層によって生じる津波(H24.4.12 債権者主張書面29~30頁)，大地震の際の土砂崩落によって湾奥に押し寄せる津波(同30~31頁)等は、全く考慮に入っていない。
- (3) 債務者は、津波堆積物調査の結果、過去1万年程度の期間に債務者らの原子力発電所の安全性に影響を与えるような津波が発生した痕跡は認められなかつたと結論づけている(5頁)が、債務者らがしたボーリング調査の結果、上記痕跡が認められなかつたとしても、若狭湾沿岸には大津波の伝承が多数ある(H24.4.12 債権者主張書面27~28頁)のだから、大津波の可能性を想定して津波対策をたてるべきである。しかも、過去1万年というのは、極めて短い期間である。発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)によても、耐震設計上考慮すべき活断層が「後期更新世以降の活動が否定できないもの」、すなわち過去13万年間における活動が否定できないものとされている(乙20 4頁5(2)②i)ことからも、その短さは明らかである。

2 敦賀原子力発電所敷地内破碎帯について

(1) 債務者は、上記破碎帯が浦底断層と連動して活動しない旨主張している。

しかし、現地調査をした原子力規制委員会専門家調査団は、平成25年1月28日、敦賀原発2号機の直下を走るD-1破碎帯について、耐震設計上考慮すべき活断層である可能性が高いとの評価報告書案を大筋で了承し（甲177），更に、同年3月8日に開かれた「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合、第3回評価会合及びピア・レビュー会合」においても、出席者は活断層判定に異論が出なかった（甲178）のである。

(2) 専門家調査団の一員である鈴木康弘名古屋大学教授が作成した「敦賀原発の破碎帯調査結果」を提出する（甲179）。裁判所におかれでは、これを熟読されたい。

第2 進行について

もはや、本件について議論は尽くされている。債権者らが今回提出する本主張書面及び甲177～179も、債務者の平成25年4月10日付主張書面の内容に簡単に反論しただけであり、内容も、既に主張済みのもの及び報道され公知の事実といってよいものだけである。

平成25年4月17日の期日をもって審尋期日は打ち切り、速やかに裁判所の判断を示されるよう求める。

以上